

## 在宅医療機関等における安全確保対策推進事業補助金Q & A

### I 対象薬局について

Q1：県内の在宅患者調剤加算届出薬局が対象とのことだが、政令指定都市や中核市に所在する薬局も対象か。

A1：対象となります。

Q2：「在宅患者訪問薬剤管理指導料」の届出だけでは対象とならないのか。

A2：対象になりません。

### II 補助基準額について

Q3：当薬局には電話機が3台あるため、通話録音装置も3台購入する予定である。その場合、補助上限額は4万円の3倍で12万円になるのか。

A3：補助上限額は1薬局当たりの金額になります。そのため通話録音装置を何台購入したとしても、補助上限額は4万円となります。

Q4：当薬局では通話録音装置の購入と、出張時のセキュリティーサービスの導入を考えている。その場合、補助上限額はそれぞれの経費につき4万円で、計8万円になるのか。

A4：補助上限額は、通話録音装置の購入費とセキュリティーサービスの導入経費を全て合わせ、1薬局当たり4万円となります。

Q5：通話録音装置の購入費は税抜き1万2千円だったが、補助金の申請は補助上限額の4万円まで申請できるか。

A5：申請できません。申請できるのは実際にかかった1万2千円になります。補助額は補助対象額の3分の2になるので、補助額は8千円となります。

Q6：通話録音装置とセキュリティーサービスの導入経費を合わせて税抜きで9万円かかった。補助上限額は4万円とのことだが、補助額はどうなるのか。

A6：補助対象経費に補助率を乗じて得た額と、補助上限額のどちらか少ない額を補助額とします。実際の経費は9万円であり、9万円に補助率3分の2を乗じた金額は6万円となりますが、補助額は補助上限額である4万円となります。

Q7：購入費の全額が補助対象となるのか。

A7：消費税額を除いた額が補助対象額となります。そのため、申請書には、消費税分を除いた額を記載してください。なお、設置料や送料、手数料などは補助対象になりません。

Q8：購入額の全額を補助してもらえるのか。

A8：補助率が3分の2となりますので、補助対象額の3分の2の額が補助金額となります。なお、1薬局当たり、補助上限額は4万円となります。

### Ⅲ 補助の対象となる経費について

Q9：購入予定の経費について補助申請できるか。

A9：申請できません。申請できるのは購入済みのものに係る経費のみです。

Q10：補助対象となる通話録音装置とは、具体的にはどのようなものか。

A10：固定電話用通話録音装置及び、ボイスレコーダーなどです。

Q11：固定電話用通話録音装置とはどのようなものか。電話機本体の購入は補助対象となるのか。

A11：固定電話に取付け、通話内容を録音する機器で、電話着信時に通話内容を録音することを自動で相手に伝えるなどの機能を有するものです。電話機本体の購入は対象になりません。

Q12：通話録音装置とあるが、スマートフォンやタブレット端末を購入する場合、補助対象となるのか。

A12：対象になりません。

Q13：ボイスレコーダーが対象とあるが、ボイスレコーダーと同様の大きさの小型カメラ（録音機能だけでなく、録画機能も付いている場合）は、補助対象となるのか。以前、在宅訪問時に患者側とトラブルになったことがあるため、在宅訪問時に患者の了承を得て、録音・録画を行う必要がある。

A13：対象となります。ただし、スマートフォンやタブレット端末は対象になりません。

Q14：通話録音装置とあるが、当薬局では録音機器を購入する必要が無い、通話録音サービス（録音された音声はファイル化してサーバーに送信され、サーバーにアクセスすることで、通話内容を事後確認するサービス等）の導入を考えている。通話録音サービスの導入経費や月額利用料金は補助対象となるのか。

A14：対象になりません。この補助金は、通話録音装置の機器購入に係る経費のみが対象です。

Q15：当薬局では、1台税抜き1万円のボイスレコーダーを10台購入予定であるが、補助対象となるボイスレコーダーに台数制限はあるのか。

A15：台数制限はございませんが、1薬局における訪問時の安全対策として必要な台数を申請ください。また、ボイスレコーダーを何台購入したとしても、補助対象経費に補助率を乗じて得た額と、補助上限額（4万円）のどちらか少ない額を補助額とします。

Q16：通話録音装置を令和4年10月13日に発注し、同日納品され、代金は翌日の10月14日に支払った。この場合、補助金の対象となるか。

A16：対象になりません。通話録音装置等の購入及び代金の支払、屋外用（出張用）セキュリティサービス導入の発注及び契約が令和4年10月14日以降の場合、補助金の対象となります。

Q17：通話録音装置を購入し令和5年3月中に納品されたが、領収書が届くのが令和5年4月になってしまい、申請期限に間に合わない。この場合も補助対象となるのか。

A17：申請期限の令和5年3月31日までに、支払いを完了したことがわかる書類を御提出いただく必要があります。領収書の発行が間に合わない場合、クレジットカードの利用明細や通帳など、支払い（引落）を確認できる書類を御提出ください。

※申請期間中に必要書類を御提出いただけない場合、補助対象外となる場合があります。申請期間に間に合うよう、早めの御購入を推奨します。

Q18：屋外用（出張時）セキュリティサービスとはどのようなものか。

A18：在宅薬局職員が患者宅を訪問している際、患者又は家族から暴力等の危害を受けた場合、通報装置で警備会社に通報するサービスを想定しています。

Q19：屋外用（出張時）セキュリティーサービスの導入経費とは、どのような経費が対象となるのか。契約時に契約金と併せて支払う初回月の基本料も対象となるのか。

A19：対象となる経費は、初期導入費用である初期登録費用や加入料金、通報装置機器類といった初期導入時に発生する備品及び付属品購入代金等になります。契約時に契約金と併せて支払う初回月の基本料（継続費用）は対象にはなりません。

Q20：屋外用（出張時）セキュリティーサービスによる通報で、警備会社の警備員が現地にかかけつけた際の、警備員の出張費は補助の対象となるのか。

A20：対象になりません。